

建築設備士に係る規定新設と今後への期待!!

協会だより号外版(7月10日)の中で速報としてお知らせした通り、6月20日に「建築士法の一部を改正する法律案」が参議院本会議において、全会一致で可決・成立し、6月27日付で公布されました。今回の改正案は、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公・社)日本建築士会連合会、(公・社)日本建築家協会の建築設計3団体が提案した「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主への情報開示の充実に関する共同提案」をもとに、(一社)日本設備設計事務所協会及び(一社)建築設備技術者協会が建築設備士の地位向上についての要望してきたことも踏まえ、自民党建築設計議員連盟を中心にまとめられ、第186通常国会に提出されていました。

改正法では、「書面による契約等による設計等の業の設計適正化」として、延べ300m²を超える建築物の書面による契約義務化、及び一括再委託(丸投げ)を禁止する。また、国土交通大臣が定める報酬基準に準拠した契約締結、ならびに設計業務等の損害賠償保険の契約締結を努力義務として求めています。その他、「管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化」「免許証の提示等による情報開示の充実」などが盛り込まれました。

そして設備設計業務として特筆すべきは、「建築設備に係る業務の適正化」として、これまで曖昧な位置付けであった「建築設備士」が定義されました。建築士法第二条第5項に「この法律で『建築設備士』とは、建築設備に関する知識及び技術につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう」と記されました。同法第十八条第4項では、「建築士は、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くように努めなければならない。ただし設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関してはこの限りではない」とされたこととです。

建築設備士が生まれる前の時代から、幾多の先輩たちが建築設備技術者の地位向上を訴え、法的な資格確立の活動を続けてきました。その結果、昭和60年に建設省告示第1527号として「建築設備士」の資格は作られました。しかし、その後30年近く「建築士が意見を聴くことができる」だけの資格に留まっていた。また最近では、設備6団体が力を合わせ活動することで、民主党政権時代には今一步のところまで来ていましたが、成立には至りませんでした。そして自民党が政権を担当する時代に入り機は熟し、設備の重要性と必要性から、社会にも建築士にも「このままでは良くない」と認識され、法文記載に至りました。

「建築設備士」は法文上で明確化されましたが、まだ緒に就いたばかりです。大事なものはこれからです。まだまだ、これで十分と云う訳ではありません。環境問題を始めエネルギーや情報通信技術など、設備がまともなくてはならない業務は益々増えていくものと考えられます。いつまでも建築の下請け的な考え方で業務をこなすのではなく、設備技術者自身が設備の重要性を認識し、責任を持って業務を遂行することで、社会に還元していくことが求められます。その先には素晴らしい未来が広がっていることを期待します。

委員会の報告

6月20日発行の「協会だより56号」以降の各委員会では、次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 建築士法の一部改正について
 2. 日設事協地区代表者会について
 3. 建築専門家団体「J5」について
 4. 平成26年度の収支・執行状況について
 5. ホームページの情報更新
- ### <業務環境改善委員会>
1. 建築設備士賠償責任保険について
 2. オープンデスク制度について
 3. 消防設備士試験準備講習会について
 4. メーカー見学会について
 5. BIMについて

<環境・技術委員会>

1. 環境配慮データの収集について
 2. 太陽光発電、雨水利用、太陽熱利用について
- ### <事業委員会>
1. 平成26年度セミナーの候補案について
- ### <広報・情報委員会>
1. 会誌MET19号の掲載記事の検討と発行
 2. 協会だより号外版の発行と57号への情報収集
- ### <賛助会>
1. 次年度勉強会テーマ、方向性について
 2. 協会の最近の動きについて

●建築設備技術者のCPD制度が変更へ●

(一社)建築設備技術者協会は、平成27年度4月から会員や建築設備技術者向けに実施しているCPD制度の変更を発表しました。他団体が実施しているCPDの認定基準を勘案し、JABMEE CPD(建築技術者の継続能力開発)及びJABMEE SENIOR(建築設備士の専門領域認定・表示制度)を変更、さらに活用しやすいCPD制度を目指すとしています。具体的な変更内容は、「CPD実績の登録法をCPD情報システムに統一」「JABMEE CPD手帳による記録の廃止」「年間の取得単位の上限値撤廃」「取得有効期間を5年間で250単位としていたものを3年間で105単位に変更」などとなっています。その他、変更事項の詳細については同協会ホームページhttp://www.jabmee.or.jp/news/2014/0716_2941.phpをご覧ください。

●文科省「学校施設整備指針」改正 自家発電や蓄電機能を●

熱産業経済新聞(8月5日)によれば「文科科学省は、東日本大震災において顕在化した課題等に対応するため、幼稚園、小、中学校、高等学校、特別支援学校など、全ての学校施設の計画・設計上の留意事項を示した『学校施設整備指針』の改正を行った。『設備設計』では、『避難所として必要な情報通信、電気、ガス、給排水等の機能を可能な限り保持できるように、貯水槽、浄水機能を有するプール、自家発電設備、便所など、代替手段を含めた対策を講じることが重要』『停電に備え、自家発電設備を整備することも有効。また、津波等の想定される災害に対して安全な場所に設置することが重要』『太陽光発電設備を整備する場合には、自立運転機能及び蓄電機能を備えておくことが望ましい』などの記述が追加されている」と、従来の基準を上回る安全と避難に係わる防災対応が求められたことを伝えました。

●国交省 下水熱でスマートなエネルギー利用 提案●

国交省は、標記タイトルで下水熱の有効利用を進める提案を、関係協会に広報するとともにホームページ上に開示しています。下水の水温は大気に比べ、年間を通して安定しており、冬は暖かく、夏は冷たい特質があり、この下水水温度と大気温度との差を冷暖房や給湯等に利用し、省エネ・省CO₂を發揮させるよう求めています。また、下水熱の利用により、地域環境保全、防災、地域社会にも有益な効果をもたらすとされています。都市内には利用可能熱量が7,800Gcal/h(約1500万世帯の年間冷暖房熱源に相当)と豊富に存在するものの、まだ活用実績が少なく、地域熱供給が3カ所(後楽1丁目地区の地域冷暖房利用等)、下水道管理者による場外利用も7カ所(ソニーシティの空調用熱源利用など)に過ぎません。下水熱の利用を目的とする場合は、規制緩和により民間企業にも下水管等からの下水取水も可能となっています。詳しくは同省ホームページ<http://www.mlit.go.jp/common/000986040.pdf>をご覧ください。

●電力購入先、選べるなら 54%が乗り換え検討●

日本経済新聞(6月24日)によれば「改正電気事業法が成立し、2016年に電力小売りが自由化される。電気の購入先を選べるようになると、消費者の54%が購入先の乗り換えを検討したいと考えていることが経産省のアンケート調査で分った。購入先を選ぶときに、下げ幅が5%以下でも、49%の回答者が『料金の安さ』を重視するとした。4月中旬にインターネットを通じて1500人から回答を得た。全体の63%が小売りの自由化を『進めるべきだ』と回答。自由化を期待する項目として79%が『電気料金の抑制』を挙げた。異業種企業が多様な料金メニューを用意する見

通し。回答者が最も興味を持っているのは「長期契約による割引」(63%)で、「時間帯によって料金が異なるメニュー」(55%)がつづいた」としました。電力自由化とともに大きく世の中が変わりそうな空気が伝わってきます。

●ミドリムシ燃料始動 資源「培養」企業に熱気●

日本経済新聞(6月26日)によれば「いすゞ自動車とパイオベンチャーのユーグレナはミドリムシから抽出したバイオ燃料を使って、神奈川県藤沢市のいすゞ工場と最寄り駅を結ぶシャトルバスの運行を始める。新燃料は軽油にミドリムシから抽出した油を最大5%配合するのが特徴。2018年度を目指し、全量ミドリムシ由来の燃料を開発する。植物などを原料とするバイオ燃料は生育段階でCO₂を吸収するため、燃やしても大気中のCO₂総量は増えない。現在主流のトウモロコシやサトウキビの利用は穀物価格の上昇と食糧資源を減少させる懸念がある。そこで注目されるのがミドリムシなどの藻類だ。藻類燃料の需要試算では、20年に年8000億円となる見通しで、電池や水素などへの代替が難しい航空機向けが当面のターゲット。最大の課題は生産コストで、現時点の技術では500~600円/リットル。大量培養と抽出技術の確立はまだ道半ばだ」と、新たなバイオ燃料が実用段階にある状況を伝えました。

●曲げられる有機EL照明 世界初の量産技術●

日本経済新聞(7月8日)によれば「次世代化学材料評価技術研究組合(三菱化学、住友化学、旭化成、富士フイルム、コニカミノルタなど13社・団体が共同出資)は曲げられる有機EL照明の量産化技術を世界で初めて開発した。ガラス基板の代わりに透明な樹脂「ポリエチレンナフタレート」に発光素子を塗布、全長200メートルの樹脂の上に連続して発光素子を形成することに成功した。薄くて折り曲げられるため、家具や自動車、航空機などの内装など様々なものに照明を張り付けられる。この技術を生かし、今秋以降、コニカミノルタが建設中の山梨工場で量産を始める」と、新時代の照明が目前に迫ったことを伝えました。

●CO₂削減、都の喜べぬ成功●

日本経済新聞(7月21日)によれば「東京都が2010年に始めた国内初の排出量取引(キャップ・アンド・トレード)制度が、来春5年を迎える。約1400カ所位のオフィスビル、工場にCO₂排出の削減義務を課し、過不足を排出枠の売買で調整するもの。10年時の調査では「趣旨は歓迎だが削減率が高すぎる」との意見が半数を占めた。しかし、その後の経過は、東日本大震災後の電力危機による節電の定着もあり、対象事業所の12年度のCO₂排出量は基準比22%も減った。都が課してきた削減義務はオフィスビルで8%、工場で6%に過ぎない。削減は十分可能だったのだ。目玉である排出量取引は、各自が義務を達成できそうなので、排出枠の需要が少なく低調だ。制度の限界は別のところにある。22%減という実績にはからくりがあった。都の制度は、削減努力が見えやすくするため、電気やガスなどの使用量からCO₂の排出量を計算する。実際には原発の停止、火力発電の稼働増と、同じ量の電気を使ってもCO₂の排出は急増している」と、制度の裏話を紹介しています。

●CO₂抑制・ミスト噴霧…「環境五輪」構想発表●

読売新聞(8月5日)によれば「石原環境相は、2020年東京五輪・パラリンピックを環境負荷の少ない「環境五輪」にする構想を発表した。「日本は優れた環境技術を国内外に発信する」として、東日本大震災の被災地で発電した太陽光などの再生エネルギーを大会会場で使いCO₂排出を抑制する。その他、トライアスロン競技が予定される東京湾の水質浄化を進める。真夏の五輪に対応するため、人工の霧を吹き付けるミスト噴霧器で選手らの熱中症予防を行う。東京都や関係省庁と実現に向けた検討を始める」としています。しかし、猛暑続きの真夏の東京開催で、選手や観客は本当に問題無いのでしょうか!?

●太陽光発電、未着工165件の認定取り消し 経産省●

朝日新聞(8月6日)によれば「経産省は、太陽光発電の固定買い取り制度で、2012年度に建設を認めたものの、まだ着工していない事業165件(約39万kW)の認定を取り消したと発表した。取り消し対象は、発電施設を建てる土地や太陽光パネルなどの設備を確保できていない事業。12年度分はほかに、8月末まで処分が猶予されている事業337件がある」と伝えました。猶予されている337件の内、どの程度が着工されるか懸念されることとです。

●新規加入会員のご紹介●

	社名	業種
正会員	(株)婦木建築設備事務所 東京事務所	空調、衛生、電気
賛助会員	ニシム電子工業(株) 東京支店	電源機器、電子通信機の製造販売、無停電電源装置、太陽光発電システム